

【東栄町】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	149	153	145	129	120
② 予備機を含む 整備上限台数	171	175	166	148	138
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	145	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	149	153	145	0	0
⑤ 累積更新率	0	0	100	100	100
⑥ 予備機整備台数	0	0	10	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	10	0	0
⑧ 予備機整備率	0	0	6.9	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新の考え方)

令和2年度に整備した端末の更新を行う。

令和8年度末までに新端末を用意し、令和9年度から運用を開始する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

更新対象端末については、端末故障時の代替え機や、学校以外で利活用できる場所があれば、データ消去後に利活用する。

故障などにより再利用できない端末については、保守管理業者によって、端末のデータ消去も含めて処分が行われる。